

これまでの主な議会改革（年表） *平成23年以降

年 月	内 容
平成23年	予算決算常任委員会の設置 従来の決算特別委員会を予算常任委員会とあわせ常任委員会化し 予算決算常任委員会とした
	議会改革特別委員会の設置 議会改革の推進、議会基本条例の制定に向けた調査研究を目的に 設置
平成25年	小浜市議会基本条例の制定（平成25年4月1日施行） 〈特徴〉 ・議会報告会の開催（年1回以上） ・委員会等における自由討議 ・理事者の反問権を規定 ・開かれた議会を目指し情報公開 （各実施要綱の制定） ・小浜市議会基本条例の運用に関する要綱 ・小浜市議会会派に関する要綱 ・小浜市議会意見交換会に関する要綱 ・小浜市議会議会報告会に関する要綱 ・小浜市議会政策討論会に関する要綱
平成27年3月	意見交換会に関する要綱の見直し 常任委員会だけでなく、特別委員会においても開催できるよう改 正
	広報委員会の位置づけの明確化 議会広報の充実を図るため、任意の組織であった広報委員会を基 本条例に明記、小浜市議会広報委員会設置要綱を制定
	小浜市議会における災害発生時対応要領の制定 災害発生時の小浜市議会の対応等を定め、小浜市災害対策本部と 連携を図り、災害の拡大防止および災害の早期復旧に寄与するこ とを目的に制定
平成27年6月	会議の欠席理由に出席を追加
平成27年10月	市議会選挙無投票に関するアンケート実施 民意を把握するため、議会報告会において無投票についてのアン ケートを実施
平成28年9月	タブレット端末の導入 議案や委員会資料等のデータを蓄積し、タブレットを活用した審 査の充実を目的に導入（使用基準を作成）

平成 28 年 11 月	<p>ホームページ議員情報の充実</p> <p>市民からの意見をきっかけに、議員情報の透明性を高めるため、小浜市議会ホームページに各議員の電話番号、会派政党情報を追加</p>
平成 29 年 3 月	<p>政務活動費の透明性向上（H29 年度支給分から）</p> <p>政務活動費の適正な運用、用途の透明性確保のため、「後払い制の導入」、「視察報告書提出の義務化」「領収書の原本提出の徹底」を実施。</p>
平成 29 年 6 月	<p>議会委員会条例の一部改正</p> <p>透明性確保のため、委員会を公開とする旨を明文化した。</p>
平成 29 年 8 月	<p>小浜市議会に関するアンケートの実施</p> <p>議会改革の基礎資料とするため、市民 1,000 人に対し小浜市議会に関するアンケートを実施。409 人から回答を得、結果をホームページや議会だよりで公表。その後の議会基本条例の検証・見直しや議員定数・議員報酬の検討のために活用。</p>
平成 29 年 10 月～	<p>議会基本条例の検証と見直し</p> <p>議会運営委員会内にワーキンググループを組織し、条例の各条ごとの検証を実施（H30.5 中間報告、H31.3 各種改正）</p> <p>課題の検討</p> <p>議会基本条例の検証から抽出した課題および従来からの議会運営における課題について整理し、優先順位をつけ課題ごとに検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 反問権について（反問範囲、要綱等の策定、反論権の導入） ・ 所管事務調査について（政策形成サイクルの確立） ・ 陳情・請願について（取扱基準等） ・ 議決事件、報告事件について（追加） ・ 審議会等への議員の参加について（基準、報告の方法） ほか
平成 30 年 4 月	<p>所管事務調査試験運用開始</p> <p>政策提言、政策立案に向けた本格的な各常任委員会での所管事務調査を目指し、試験運用を開始。</p>
平成 31 年 1 月	<p>議選監査委員について検討</p> <p>小浜市の議選監査委員のあり方について協議し、現時点では議選監査委員を選出するものとし、議選監査委員の廃止については慎重に検討していくこととした。</p>
	<p>常任委員会のあり方について検討</p> <p>適正な常任委員会構成について協議。縦割りの常任委員会数に</p>

	<p>については、現行の2委員会を継続し、来期においても引き続き検討していくこととした。</p>
<p>平成31年3月 (平成29年10月～ 検討)</p>	<p>小浜市議会基本条例の一部改正 (関係要綱や規程等の策定および改正)</p> <p>請願・陳情の取扱い 市民からの陳情・請願を増やすことを目的に、ホームページの提出方法や審査の流れ等を分かりやすいものにリニューアル。陳情の取扱基準を設けるとともに、請願の紹介議員の制限を緩和(正副委員長のみ制限)。</p> <p>委員会の所管事務調査(本格運用開始) 政策提言、政策立案に向け、来期から本格的に所管事務調査を実施できるよう、政策形成サイクルを検討し、実施に当たってのフロー図およびガイドラインを作成。</p> <p>審議会等への議員の参加 議員の審議会参加の効果を高めるため、議員の審議会等への就任状況の調査および検証を実施。また、基本条例に定められている審議会等に参加した議員の概要報告の方法を取り決め、周知徹底を図り、平成30年4月に遡り実施することとした。</p> <p>反問権の運用 論点を明確化し議論を深めるため、本会議の一般質問に限られている反問できる機会および趣旨確認のみとしている反問の定義の範囲を広げることとし、より行使しやすくするための実施要綱、運用指針を策定。</p> <p>議会傍聴規則の一部改正および委員会傍聴規程の制定 適正な議会(委員会)運営を目的に傍聴規定を明確化した。</p> <p>本会議 会議録作成 冊子での保存から、電磁的記録での保存への全面移行を検討したが、電子署名等に課題が残り、平成31年度からは、冊子は保存用や会議結果送付用等の必要最小限とすることとし、議員へはタブレットを活用して電子データで閲覧できるようにすることとした。</p>

<p>令和2年3月</p>	<p>総合計画（基本構想・基本計画）策定へのかかわりを強化 小浜市総合計画審議会議員への委員推薦を辞退 二元代表制の地方自治の基本原理に則り、行政と議会の役割分担を明確化するため委員推薦辞退 第6次小浜市総合計画調査特別委員会を設置 策定にあたり、議会としての調査を深めるため特別委員会を設置</p> <p>小浜市総合計画の基本計画を報告事件に追加 議決事件である基本構想に加え、基本計画を報告事件とした。</p>
<p>令和2年7月～</p>	<p>長期欠席議員等の取扱いについて検討開始 議員が長期にわたって会議等を欠席した場合等の議員報酬および期末手当の取扱いについて協議開始</p>
<p>令和2年12月 （令和2年7月～検討）</p>	<p>小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定 小浜市議会議員の果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合の議員報酬・期末手当の「減額」および刑事事件の被疑者または被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合の「一時差止め等」について規定</p>
<p>令和3年3月</p>	<p>小浜市議会基本条例の一部改正 本条例の目的等の達成状況について検証する時期を明文化 （一般選挙を経た任期2年経過後に議会運営委員会において検証する。）</p> <p>小浜市議会会議規則の一部改正 会議および委員会における議員の出産による欠席について、産前・産後の欠席期間の上限を明文化 （出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内）</p> <p>小浜市議会運営等に関する要綱の一部改正 実際の運用との整合性を図るほか、字句の修正・追加等所要の改正</p>
<p>令和3年7月</p>	<p>押印廃止に伴う各種例規の改正 小浜市議会会議規則の一部改正 請願書への押印に関する規定の整備</p> <p>小浜市議会会議規則の一部改正 委員会の会議の記録の作成に係る押印に関する規定の整備</p> <p>小浜市議会政務活動費の交付に関する規則</p>

	<p>申請様式等に係る押印に関する規定の整備</p> <p>小浜市議会運営等に関する要綱の一部改正 小浜市議会会派等に関する要綱の一部改正 小浜市議会政策討論会に関する要綱の一部改正 各種様式に係る押印に関する規定の整備</p>
令和3年7月～ 12月	<p>基本条例の検証 基本条例第27条に基づき議会運営委員会にて検証 (検討課題項目31項目抽出)</p>
令和5年3月	<p>小浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定 小浜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正法の適用対象から除かれる議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を規定</p>
令和5年6月	<p>小浜市議会基本条例の一部改正 広報委員会に代えて広報に関する特別委員会を設置することに伴う改正</p>
令和5年7月	<p>小浜市議会議員政治倫理条例の見直しについて検討開始 議員の請負の規制緩和等を内容とする地方自治法の一部改正に伴い、本市で設けていた議員および議員の親族を対象とする請負の規制の見直しについて協議開始</p>
令和5年8月	<p>小浜市議会基本条例の一部改正 政策討論会の目的を「政策提言および政策立案の推進」と明記。議員または委員会が議案の提出等をしようとするときは原則として政策討論会の開催を提案するよう努めなければならない旨を定めるとともに、その開催に努めるべき議案の提出等の基準を明文化</p> <p>小浜市議会議会報告会に関する要綱の一部改正 基本条例の改正に併せ、政策形成サイクルをより明確化し、議案等の提出に至るまでのフロー図を更新</p>
令和6年1月	<p>小浜市議会パブリックコメント制度実施要綱の制定 議会の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映</p>

	<p>することにより「市民と共に歩む開かれた議会」としての役割を果たすことを目的に制定</p>
令和6年3月	<p>小浜市議会議員政治倫理条例の全部改正 小浜市議会議員政治倫理条例施行規程の全部改正</p> <p>地方自治法改正により年間300万円以下であれば議員個人による地方公共団体に対する請負が可能になったことに伴い、議員の親族が役員をしている企業等の市に対する請負の禁止規定を撤廃したほか、政治倫理基準等を見直すなど規定を整備</p> <p>小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例の制定 小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例施行規程の制定</p> <p>政治倫理条例の改正に併せ、議員活動の透明性を確保するため、議員等の市に対する請負の状況および市から受ける指定管理者の指定の状況の報告を議員に義務付け、議長が公表することを規定</p>
令和6年5月	<p>小浜市議会電子計算機の使用等に関する要綱の制定</p> <p>各種会議における電子計算機の使用に関する規定を整備 タブレット端末を使用してのペーパーレス会議の開催を始めた。</p>
令和6年11月	<p>小浜市議会の自由討議の実施に関する要綱の制定</p> <p>議員相互間の活発かつ自由な討議により議論を尽くし、議員全員の共通認識の醸成と合意形成を図るための自由討議の実施に関する規定を整備した。</p>
令和6年12月	<p>議会に係る手続きのオンライン化等について検討開始</p> <p>議会に係る手続きのオンライン化、委員会をオンラインによる方法で開くこと等について協議開始</p>
令和7年3月	<p>小浜市議会会議規則の一部改正 小浜市議会委員会条例の一部改正 小浜市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定 小浜市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定 小浜市議会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の制定</p> <p>議会に係る手続きのオンライン化を可能とすること等を内容とする地方自治法の一部改正に伴い、各種例規における規定を整備</p> <p>小浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正</p>

	<p>同条例施行規程の一部改正 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および刑法の一部改正等に伴う改正</p> <p>小浜市議会議員政治倫理条例の一部改正 小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例の一部改正 同条例施行規程の一部改正 議員個人または議員が役員である法人が市に対して請負をする場合において許容される範囲を明確に規定するとともに、請負の状況の報告および公表の対象に「議員が役員である法人」を追加することにより透明性の更なる向上を図るため、規定を整備</p> <p>小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正 議員の公務のための旅行に伴う費用弁償について、宿泊費を「定額支給」から「上限付きの実費支給」に改めるなどの改正を行った。</p>
--	---

※その他 議員定数・議員報酬等に関する議論

<p>平成 30 年 3 月～ 12 月</p>	<p>議員定数および議員報酬のあり方について検討 (議長から議会運営委員会に諮問) 「人口」、「地域単位」、「アンケート結果」、「有識者の意見」、「委員会数」など 19 の観点から検討</p> <p>⇒平成 30 年 12 月 (議会運営委員会から議長へ答申) 常任委員会の構成や市民の多様な声の反映、議会機能の維持など、議会活動に必要な適正な人数を重要視し、議員定数については、現在の 18 人が適正との結論に至る。(議員報酬については来期以降検討)</p>
<p>令和 3 年 7 月～ 令和 5 年 3 月</p>	<p>議員定数および議員報酬のあり方について検討 (議長から議会運営委員会に諮問) 平成 30 年度の検討結果を踏まえ、「人口」、「財政規模・類似団体」、「地域単位」、「有識者等の意見」、「議会活動に必要な適正な人数」など 11 の観点から検討</p> <p>○議長への答申 (R4.9 中間答申、R5.3 最終答申)</p> <p>【議員定数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数を 1 減の 17 とすべきとの結論に至る。 ⇒令和 4 年 10 月 小浜市議会の議員の定数を定める条例改正案可決 ・(予算決算常任委員会を除く) 常任委員会数は来期前半の 2 年間はこれまでどおりの 2 委員会とし、3 年目から 3 委員会とするかどうかを来期の議会運営委員会で改めて検討すべきとした。 ・議員定数の 1 減に伴い、産業教育常任委員会の委員定数を 1 減の 8 人、予算決算常任委員会の委員定数を 1 減の 16 人に改めることが適当とした。 ⇒令和 5 年 3 月 小浜市議会委員会条例改正案可決 <p>【議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額報酬は現状維持とし、委員長等の役職加算の協議については来期に申し送ることとした。 ・議員定数および議員報酬に関する市民との意見交換において出された「議会が見えない」との意見に係る方策については、適切な時期に再度検討することとした。

<p>令和6年4月～ 11月</p>	<p>議員報酬および常任委員会のあり方に係る検討 (議長から議会運営委員会に諮問) →令和6年11月(議会運営委員会から議長に答申) 【議員報酬】 委員長等の役職加算の要否 所管事務調査の活発化に伴い、特に常任委員会の委員長の負担が増していることは事実だが、現段階で役職加算の創設が必要であるとの結論には至らなかった。今後の社会経済情勢を考慮し、適切な時期に報酬月額自体の見直しを議論する中で、役職加算の要否を改めて検討することとした。</p> <p>【常任委員会のあり方について】 ア 常任委員会の数 常任委員会の数について、現行の2委員会の場合と3委員会にした場合とを比較し検討を行った結果、今後も2委員会を継続することとした。その上で、2委員会で課題となっている審査の深掘りに必要な方策を講じることにより、課題の解決を図ることとした(後述参照)。 イ 議長の常任委員会委員への就任の是非 これまでどおり議長も常任委員会の委員に就任することが適当であると判断した。議長はその中立性の確保等の観点から委員に就任しない選択肢もあるが、一人でも多くの目で執行機関の監視機能を果たすため、一議員として職責を果たすことに重きを置くべきであるとの意見で一致した。</p> <p>● 2委員会での深掘り審査の方策について 委員会審査での質疑の準備段階に行う、論点整理のための論点抽出の手法の研究のほか、本市議会独自の自由討議の運用ルールの作成に向けて検討を行った。その結果、論点整理に用いる論点抽出表を作成するとともに、自由討議の実施に関する要綱を制定した。</p>
------------------------	---